

東京都公安委員会告示第 2/96 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 6 項により弁明の機会を付与するので、同条第 7 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 10 月 27 日

東京都公安委員会

記

- 1 弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名

別添のとおり

- 2 弁明書の提出先

江東区有明三丁目 7 番 26 号 有明フロンティアビル B 棟

警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センター違反金管理係

- 3 弁明書の提出期限

令和 8 年 11 月 24 日

- 4 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 6 項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

株式会社 SOLAND
株式会社 クリスタルコーポレーション
田畑 利秋
株式会社 クロール
GUAN BIN
下北沢自動車学校 株式会社
谷 匠
渡辺 航平
合同会社サンクス

放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-107-260819-401642)
放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-111-260829-201988)
放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-218-260928-435525)
放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-223-260920-416659)
放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-325-261007-201841)
放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-326-260826-202896)
放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-333-260910-429003)
放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-551-261006-204412)
放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-558-261005-201674)